

## <預金取引における共通印鑑の取扱いについてのお知らせ>

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度当組合では、預金取引における共通印鑑の取扱いを開始いたしましたので、ご案内申し上げます。

1. 共通印鑑票は、お客様が当組合へすでにお預け入れ、または今後お預け入れいただく当座預金を除く預金、総合口座に共通のご使用印鑑として、お届けいただくものです。(出資金の届出印鑑としてもご使用になれます)
2. 共通印鑑をお届けいただきますと、次のようにご利用が大変便利になります。
  - ① 新しく別の口座を開設されるときでも、ご印鑑の届出は不要です。  
(キャッシュカード発行や口座振替のお申し込み時にはご印鑑をご持参ください)
  - ② ご使用になる印鑑が一つとなるため、お届け印鑑の管理が楽になります。
  - ③ ご印鑑の照合の際など、お客様にお待ちいただく時間が短くなります。
3. すでに口座をお持ちのお客様が共通印鑑のお届けをされる場合にご注意いただく事項
  - ① 共通印鑑のお届けは当組合の店舗毎に一枚のみとしております。
  - ② 「共通印鑑票」のほかに「共通印鑑票切替届兼改印届」をご提出ください。
4. お客様ご自身がおっきりと署名・捺印して下さい。なお、シャチハタなどの変形しやすい材質の印鑑はご使用できませんので、ご注意ください。